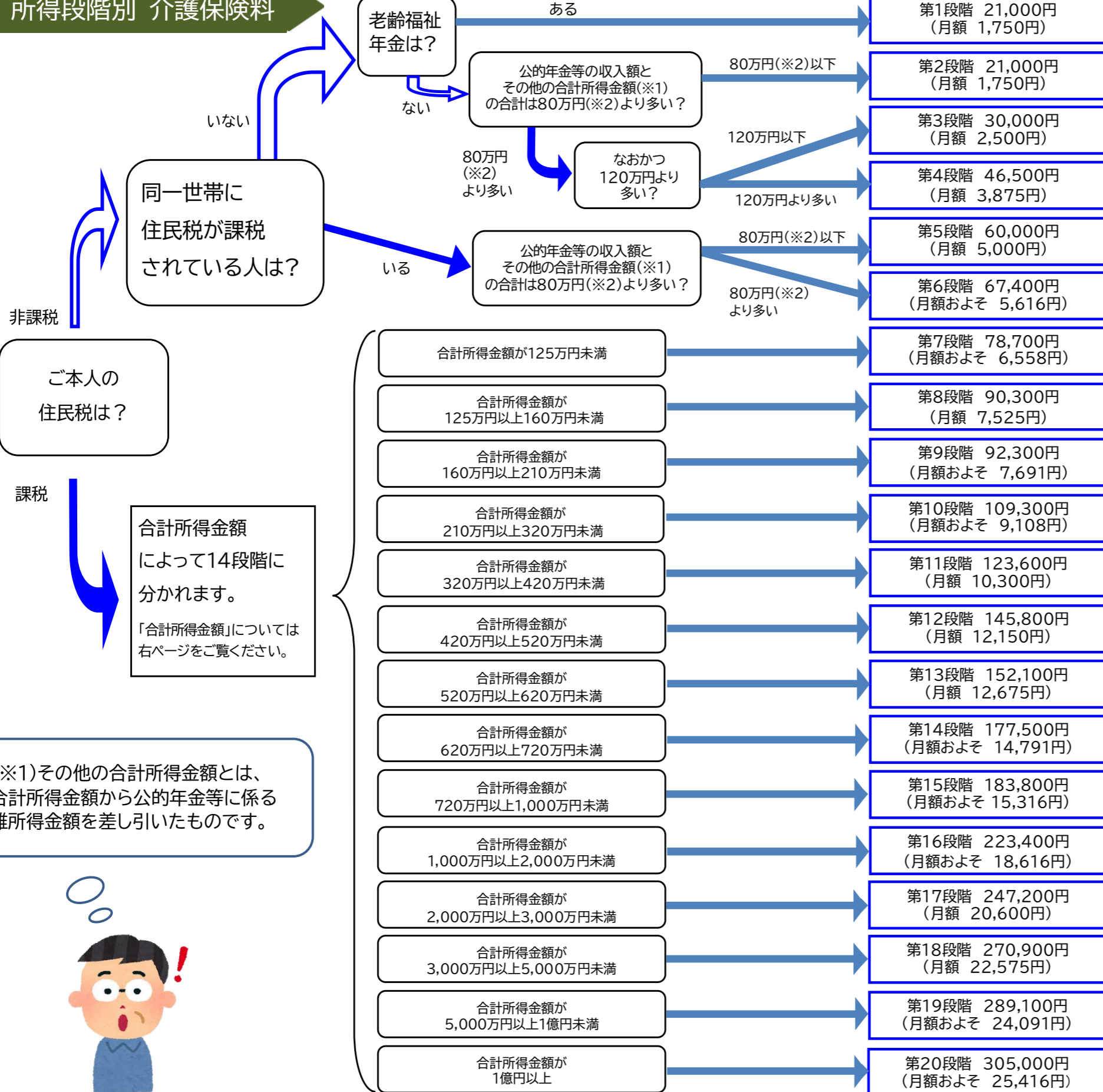


第9期(令和6~8年度)

所得段階別 介護保険料



- 第1段階～第4段階に記載されている金額は公費による負担軽減後の額です(軽減前は第1・2段階が34,500円、第3段階が46,400円、第4段階が48,400円)。
  - 老齢福祉年金とは、国民年金が発足した昭和36年の当時に既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない方を救済するために設けられた制度です。
  - 公的年金等の収入額には、障害年金や遺族年金等の非課税年金は含みません。
  - 生活保護を受給されている方は第1段階となります。
  - 第2段階～第6段階の方については、令和3年度税制改正が影響しないよう、給与所得金額及び年金所得金額の片方または両方の合計から10万円を限度とした控除を行います。
  - 令和7年度税制改正により令和7年中の給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、介護保険法施行令の改正が行われ、令和8年度の保険料算定に限り、税制改正前の給与所得控除額を用いた所得で算定します。そのため、住民税が非課税の方でも、介護保険料の算定上は課税とみなされる場合があります。
- (※2)第2段階及び第5段階の基準所得金額が80万円から、令和7年度分の保険料は80万9千円、令和8年度分の保険料は82万6,500円に改正されました。

合計所得金額とは

介護保険料は、被保険者本人の所得や世帯の課税状況等により算定されます。保険料の算定には「合計所得金額」を用います。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所得</li> <li>・雑所得(公的年金等)</li> <li>・利子所得</li> <li>・総合課税の 配当所得</li> <li>・短期譲渡所得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産所得</li> <li>・給与所得</li> <li>・総合課税の 長期譲渡所得</li> <li>・一時所得の 2分の1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分離課税の 短期譲渡所得</li> <li>・長期譲渡所得</li> <li>・上場株式等に係る配当所得</li> <li>・株式等に係る譲渡所得等</li> <li>・先物取引に係る雑所得等</li> <li>・山林所得</li> </ul>
---	---	--

※損益通算(同一年度内で発生した利益と損失を相殺)後の金額(注1)

**合計所得金額**

※分離課税の譲渡所得の特別控除を受けている場合は、その適用前の金額が合計所得金額となりますが、介護保険料算定の際には、適用後の金額を用います(平成30年度からの措置です)。

(※1)その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得金額を差し引いたものです。



(注1) 右記の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- ・純損失や雑損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・過去3年内の上場株式等に係る譲渡損失の  
本年分の上場株式等に係る譲渡所得から差し引く繰越控除  
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
- ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除